

(別表1)

事業継続力強化支援計画

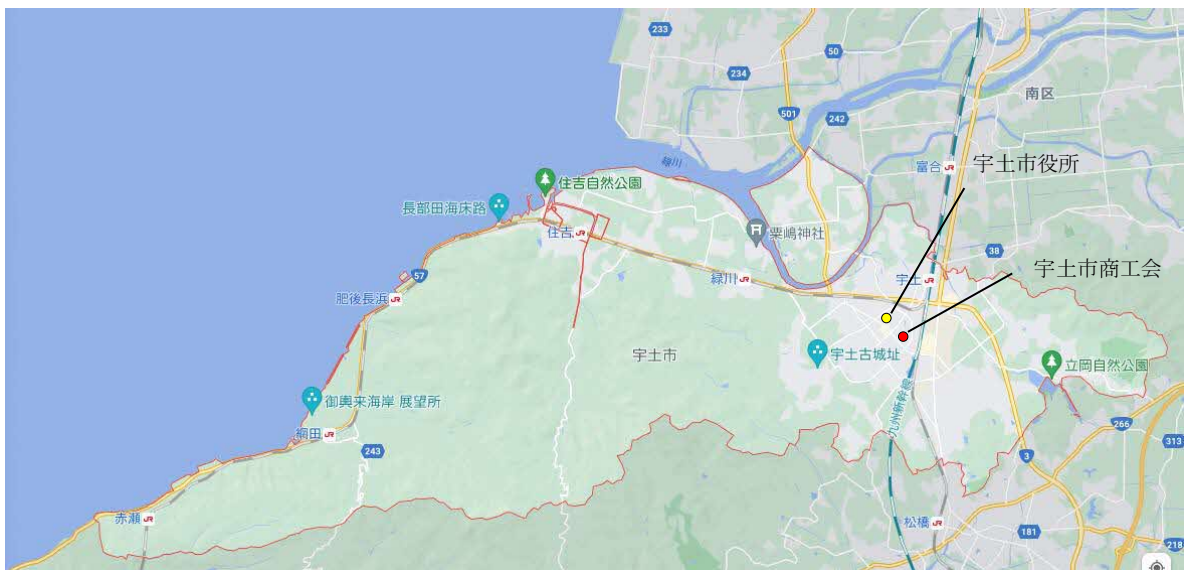
事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1. 地域の災害リスク

(1) 位置と地勢

宇土市は熊本県のほぼ中央部、熊本平野の南縁で有明海と八代海（不知火海）を二分する宇土半島の基部に位置し、半島のほぼ半分を占めている。市域は東西に20.4km、南北に7.9kmと東西方向に細長く、総面積は74.3km²、人口約3.5万人の市である。北に熊本市、東に旧城南町（平成22年3月に熊本市と合併）、南に宇城市とそれぞれ隣接している。



(2) 洪水・土砂災害・津波・高潮：ハザードマップ

当市の平野部では多くの地域が海に面していることから、大部分が洪水、津波、高潮の被害が予想され、多くの地域が2m以上の浸水が予想されている。また、中山間地域を含む網津、網田地区を中心に土砂災害の発生も懸念される。当会の立地する地域においても洪水時は、1m～3mの浸水が予想されている。

・洪水・土砂災害ハザードマップ



・津波ハザードマップ

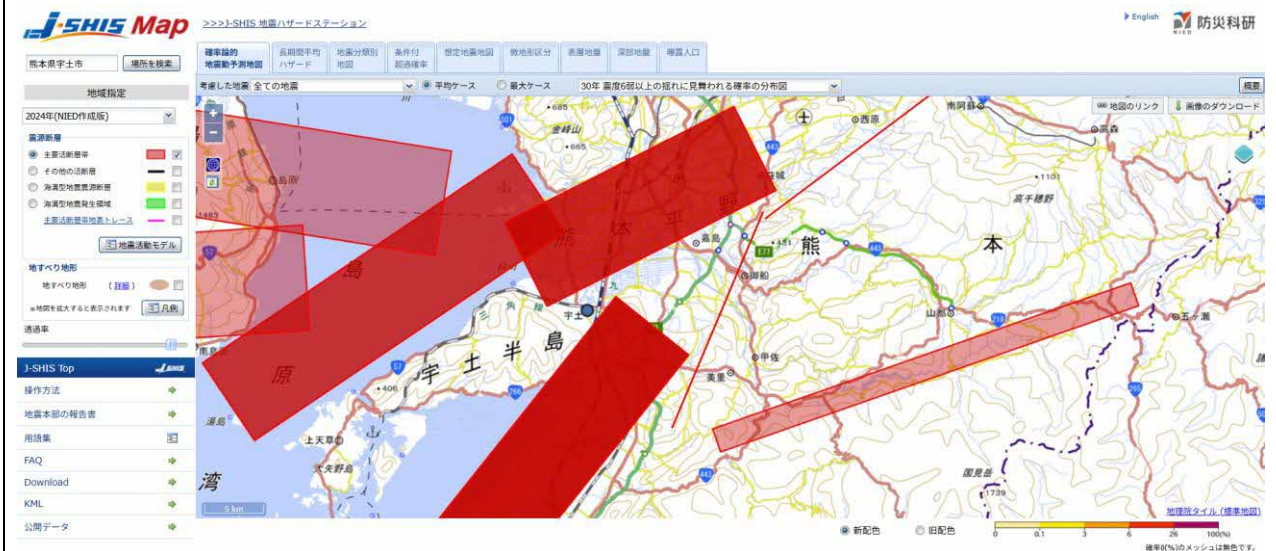


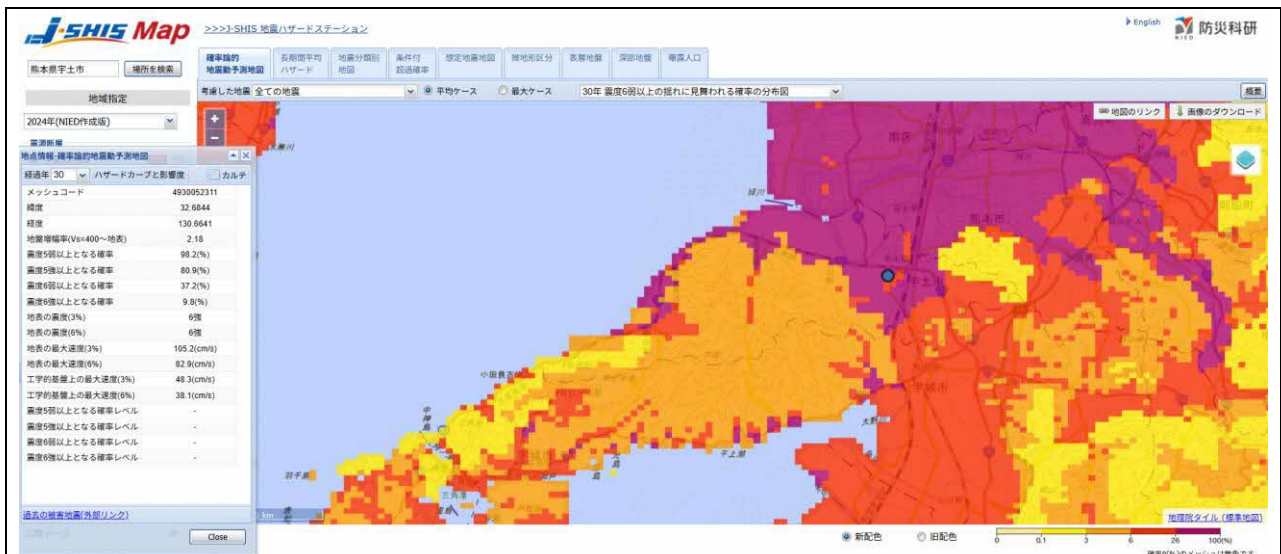
・高潮ハザードマップ



(3) 地震：J-SHIS

地震ハザードステーション (J-SHIS) によると、当会は布田川断層帯宇土区間と日奈久断層帯日奈久区間の間に位置しており今後30年間の地震発生率は、震度5弱以上が98.2%、震度6弱以上が37.2%の発生率となっている。(J-SHIS 地図参照)





(4) その他

・台風による災害

例年、数回の台風が通過していることから、風害や一時的な豪雨による被害も想定される。近年は、台風の発生回数や上陸回数が上昇傾向であるほか、台風の大型化やピークを過ぎた10月の上陸なども懸念される。

・洪水・土砂崩れによる災害

2016年6月21日未明、最大時間雨量136mmの記録的豪雨が発生。熊本地震により地盤が緩んでいたことも重なり、土砂崩れにより2名の方が亡くなった。全壊3、大規模半壊10、半壊74、床上浸水124、床下浸水400世帯以上、市内河川の増水や氾濫、道路の冠水、低地への浸水により住宅をはじめ施設、農作物が甚大な被害を受けた。

2025年8月10日未明にも豪雨が発生。土砂崩れや道路の冠水、低地への浸水により、住宅をはじめ施設、農作物が甚大な被害を受けた。

(5) 感染症

新型コロナウイルス感染症は10年から40年の周期で発生しており、近年は世界的な大流行を繰り返している。新型コロナウイルス感染症の様に新型の感染症は、国民の大部分が免疫を保持しておらず、感染拡大と重症化のリスクも高く、急激な蔓延もあり本市においても市民の生命及び健康に重大な影響を与える可能性がある。

2. 商工業者の状況（平成26年度経済センサス活動調査より集計）

- ・商工業者等数 1233人
- ・小規模事業者数 947人

【内訳／県被害調査区分】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事務所立地状況等）
卸売・小売業	414	278	市内中心部に多い
宿泊・飲食	127	82	市内中心部に多い
サービス	309	246	市内中心部に多い
製造業	104	77	市内中心部を中心に工業団地にも集積
建設業	157	155	市内全域に分散
その他	122	109	市内全域に分散
合計	1233	947	

3. これまでの取組み

(1) 宇土市での取組み

- ・総合防災マップ（洪水・土砂災害・高潮・津波ハザードマップ含む）（平成31年3月作成）
- ・要配慮者施設避難確保計画 令和2年7月作成
- ・毎年防災計画の見直し
- ・総合防災訓練や定期的にJアラート訓練の実施
- ・防災備品の備蓄（18,000食 3日分）

(2) 宇土市商工会の取組み

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・地区内外の被災者へ防災備品・支援物資の搬入・搬出の支援
- ・被災事業者の被害調査及び支援施策の情報提供、申請支援
- ・熊本県火災協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・BCP計画策定講習会の実施

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について「商工会災害状況報告システム」を活用しているものの、漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、地区内の小規模事業者における事業承継計画（BCP）もしくは事業継続力強化計画の策定の必要性に関する認識がまだまだ低い現状がみられる。

更に、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

1. 事業者BCPの策定が進んでいない課題

管内事業者のBCP策定状況について、マンパワーが不足しており調査等を実施していないため、正確な策定状況は把握できていない。しかし、経営相談や巡回指導から当地区は平成28年熊本地震で甚大な被害があった地域であるにも関わらず、事業継続計画等を策定している事業者は極めて少ない実感がある。当市における事業者BCPの策定に関する取組み状況は、「普及・啓発段階」にあり、これらを支援する当会の取組も本格化していないのが実態である。熊本地震、熊本豪雨、新型コロナウイルス感染症等により事業継続に関する関心は高まっており、当会と当市との連携による取組強化の必要性も高まっている。

2. 支援者側の課題

支援者側の事業継続計画等策定に関する知識が不十分であり、支援スキルの向上や、事業継続の取組に関する専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社等との連携が必要である。

3. 小規模事業者の策定手法の課題

国をはじめ関係機関等から事業継続計画（BCP）の策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高すぎるとの意見があっているため、小規模事業者向けとして事業継続力強化計画の策定支援から取り組む。

Ⅲ 目標

(1) 地区内事業者へのBCPの必要性の周知

当会より地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクを認識させ、影響軽減策などリスクマネジメントを事前に対策する必要性を周知する。感染症対策においては、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として休業補償保険や地震保険の紹介等、保険の必要性を周知する。

(2) 事業者BCP策定の推進

地域内小規模事業者を対象とした事業継続力強化計画に関するセミナーを年に1回実施する。開催通知は、対象者への郵送及び当会と当市広報（HP等）ページにて情報発信する。事業所が策定した事業継続計画（BCP）もしくは事業継続力強化計画の取組み状況の確認や、必要に応じて見直し修正を行い、従業員・関係者に周知を行うなどのフォローアップ支援を実施する。

(3) 災害等に対する組織体制の強化と支援スキルの向上

災害発生後、企業活動を一刻も早く回復し、地域経済を順調に復興させるためには、当会が一刻も早く事業を再開する事が不可欠である。災害発生時における被害状況把握・報告・応急復旧活動状況の確認、連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。復興支援が行えるよう、また地区内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、リスクファイナンス対策として保険会社との連携、その他関係機関との連携体制を平時から構築する。また、支援スキルの向上のため、研修会等へ積極的に参加する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割と体制を明確にし、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

本計画と「宇土市地域防災計画書」や「宇土市新型インフルエンザ等対策行動計画」等との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時にハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・商工会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組み可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

< 定量目標 >

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
セミナー開催数	1	1	1	1	1
BCP策定件数	3	3	3	3	3

BCP策定件数：経営指導員あたり1件を策定目標とする。（当商工会経営指導員数3名）

2) 商工会議所、商工会自身の事業継続計画作成

- ・当会は平成25年3月に危機管理マニュアルを策定（令和7年7月改定）（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・事業継続の取り組みに関する専門家に依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組み状況を確認する。
また、計画期間終了後の2回目以降の申請に向け事業の振り返りと再度計画策定を促す。
- ・当会と当市で、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。
(例えば、地震の場合はマグニチュード7の地震、台風の場合は「非常に強い」もしくは「猛烈な」レベルの台風の発生を仮定する。)

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、3時間以内に職員の安否確認を行う。
- ・商工会の事業継続計画に従い、SNS及び商工会災害状況報告システム等で迅速に確認する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、宇土市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
豪雨の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がいまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
地震の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる災害状況の場合は、出勤をせず、職員自身がいまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
台風の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる災害状況の場合は、出勤をせず、職員自身がいまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合の当市または当会の応急的な役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報を共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。・地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。・地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報はない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

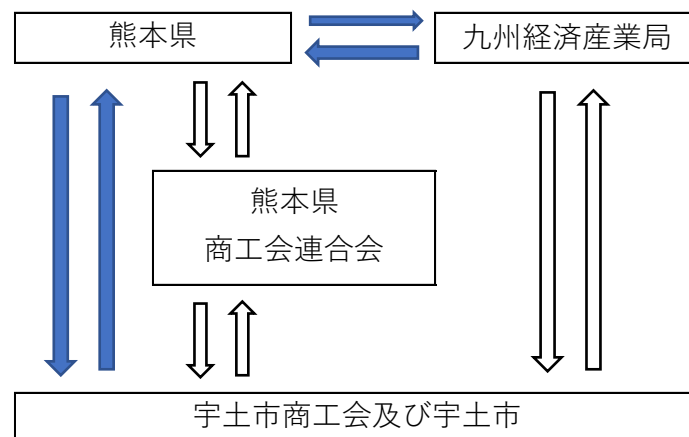
・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～4週目	1日に1回共有する
5週目～8週目	2日に1回共有する
9週目以降	週に1回共有する

・当市で取りまとめた「宇土市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告、及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市は共有した情報を、熊本県商工政策課、熊本県商工会連合会宛てにメール又は商工会災害状況報告システムにて報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を熊本県の指定する方法にて当会又は当市より熊本県へ報告する。



< 4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・当会は、臨時に対応できる相談窓口を開設する方法について宇土市と検討のうえ、地区内小規模事業者への周知を図る。（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・安全性が確認された場所に、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市）を、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、当会・当市で集約し、熊本県と情報共有を行う。
- ・感染症の場合には、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした、支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊

本県および熊本県商工会連合会等に等に相談する。

- ・発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）についても、国の機関や熊本県等を通じて当会・当市で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに熊本県へ報告する。

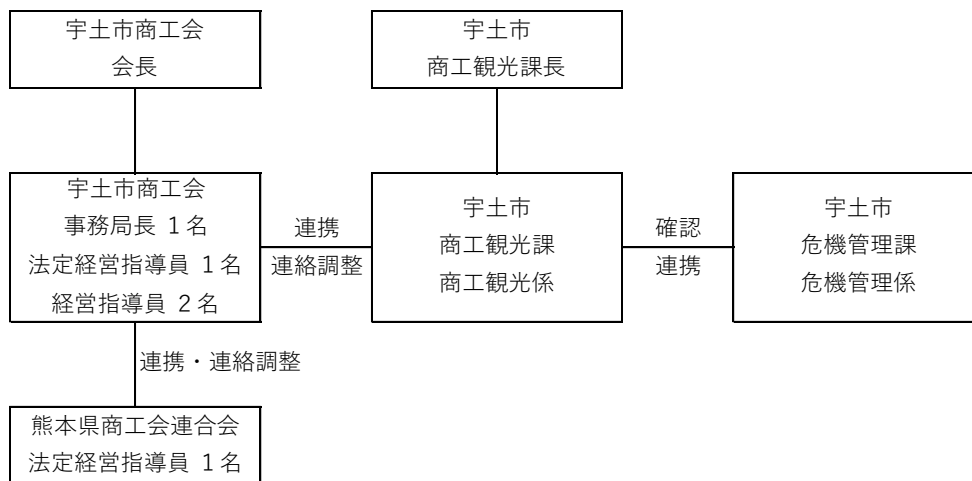
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月1日現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名	連絡先
大仁田俊之 (宇土市商工会)	後述 (3) ①参照
原田真幸 (熊本県商工会連合会)	後述 (3) ②参照

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

宇土市商工会

〒869-0433 熊本県宇土市新小路町139

電話：0964-22-5555 FAX：0964-22-2100

E-mail：uto@kumashoko.or.jp

②熊本県商工会連合会 特任支援課

〒860-0801 熊本市中央区安政町3番13号

電話：096-325-5161 FAX：096-325-7640

E-mail：info@kumashoko.or.jp

③関係市町村
 宇土市役所 経済部 商工観光課
 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町5-1
 電話：0964-22-3328 FAX：0964-22-6100
 E-mail：syoukou02@city.uto.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
必要な資金の額	163	163	163	163	163	163
講師謝金	40	40	40	40	40	40
講師旅費	10	10	10	10	10	10
資料印刷費	10	10	10	10	10	10
広報費(通知)	53	53	53	53	53	53
防災、感染症対策費	50	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県補助金、宇土市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

